

院内感染防止対策に関する取り組み

1. 院内感染防止対策に関する基本的考え方

当院は、院内感染の防止に努め、院内に関わるすべての人を守るために「標準予防策(スタンダードプリコーション)」の観点に基づいた医療行為を実践しています。合わせて感染経路に応じた予防策を実施しています。また、病院内外の感染症情報を収集し、院内感染の危険及び発生に対して迅速に対応する体制を整備しています。感染防止対策の必要性、重要性を全部署に周知徹底し、取り組みを行っています。

2. 院内感染防止対策の組織体制

感染防止対策に関する問題点を把握し、改善する役割を担うため、病院長、各部課長で構成する感染防止対策委員会を設置しています。委員会は月 1 回を基本として必要時には随時開催します。さらに実働組織として、医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師で構成した感染制御チーム(ICT)を設置し、院内ラウンドを行い、抗菌薬の適正使用の指導や感染問題に迅速に対応しています。

3. 院内感染防止対策の職員教育

全職員を対象とした感染防止対策に関する研修会を年 2 回以上開催しています。また、各部署に感染対策マニュアルを配備し、感染防止のための基本的な考え方や具体的な方法について、全職員への周知を行っています。

4. 感染症発生状況の報告

患者及び職員の感染症発生時、各部署から ICT への報告体制がとられており、感染防止対策を適切に実施するとともに、全職員に情報提供し、注意喚起を行っています。

5. 院内感染発生時の対応

院内感染が疑われる事例が発生した場合には、ICT が速やかに現状の確認、疫学的調査、感染対策の徹底などを行い、感染拡大を防止します。また、必要に応じて、行政機関への各種届出や連絡を行います。

6. 患者・利用者への情報提供

感染症の流行がみられる場合には、ポスター等の掲示物で広く情報提供を行い、合わせて感染防止の意義及び手洗い・マスクの着用などについて、理解と協力をお願いします。